

公文書の適切な管理・運用を求める意見書

情報公開請求に対して「破棄した」としていた PKO 部隊の「日報」が、実は保管されていたにも関わらず、公表されなかったことがわかった。これについては、特別監察が実施され、この破棄行為に問題があったとする内容の報告書が、先ごろまとめられたところである。

去年10月、ジャーナリストの男性が、部隊が平成28年7月7日から12日までに作成した日報の開示請求を行った。当初、当局は、「破棄された」として、12月初め、不開示とする決定をした。ところが、この経緯を知った、閣僚経験のあるベテラン自民党議員が、再調査を求めたことで改めて探したところ、12月26日、日報の電子データが残っていたことがわかった。

菅官房長官は「あまりにも怠慢で、適切に対応していない。(中略) 嚴重注意に値する」と述べた。

公文書（アーカイブス）は、国民全体の共有財産である。そのとき、その議案・法案・条例はどのような経過で提案され、行政行為はどのような議論・決裁過程でなされたのか。後に検証する過程で、重要な史料となる。

ご承知のように、公文書管理法では、行政文書を、①省庁の職員が作成または取得②組織的用途に供するもの③省庁が保有するものと定義される。

この②「組織的用途」に関しては、省庁の共有フォルダーにある行政文書を「個人メモ」といって公開せず、破棄していた事が問題になった。これが許されるならば、なんでも恣意的に、情報公開の対象にならない事になってしまう。

また、文書の保存期間には様々あるが、保存期間が1年未満とされるものもある。行政プロセスでは、大量の文書が出るところ、軽易かつ重要度の低い文書については、1年未満の保存期間とすることは、理解できる。一方、この文書に該当するといってしまうと、その期間後に、事案の検証は困難になるため、このカテゴリと設定する文書の妥当性についても検証が必要である。

ガイドライン等において、文書の種類に応じた適切な管理期間の設定が必要である。なにより、各省庁の事務サイドにおいて、公文書が、意思決定の妥当性を後に検証する過程において必要な史料であるとの認識を持ち、当該期間や、ガイドラインを守ろうとする意識が必要であって、各省庁部局における研修機会の充実が必要であり、貴職において適切な措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成29年12月20日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣・総務大臣・衆議院議長・参議院議長